

SAMPLE

被相続人 A は、生前、建物甲を単独で所有していた。相続開始時、A の配偶者 B は建物甲に無償で居住していた。A の相続人には、B の他、A の子である C がいた。この場合に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ答えなさい。

1. 相続開始から 1 年後、B・C が遺産分割協議を行い、C が建物甲の所有権を取得することになった。この場合、B は、遺産分割終了時まで建物甲に居住していたとしても、その間の使用料相当額を C に支払うことを要しない。
2. A は、建物甲を C に遺贈していた。この場合、C は、相続開始後直ちに B に対して建物甲からの退去を求めることができる。
3. B・C 間の遺産分割協議の結果、B が建物甲についての配偶者居住権を取得するとともに、C が配偶者居住権の負担がついた建物甲の所有権を取得することになった。この場合、B は、C の承諾を得ることにより、建物甲を第三者に賃貸することができる。
4. B・C 間の遺産分割協議の結果、B が建物甲についての配偶者居住権を取得するとともに、C が配偶者居住権の負担がついた建物甲の所有権を取得することになった。この場合、B が配偶者居住権を第三者に対抗するためには、登記が必要である。

解説 本問は、配偶者短期居住権および配偶者居住権の基本的な理解を問う問題である。いずれも平成 30 年の相続法改正により新たに認められた権利である。

配偶者短期居住権は、被相続人の所有する建物に無償で居住していた配偶者が、被相続人の死亡後も一定期間、無償で建物に居住することができる権利である（民 1037 条以下）。被相続人の死亡後に、直ちに配偶者が居住していた建物から退去しなければならない事態を防止するのがこの権利を認めた趣旨である。

配偶者居住権は、被相続人の所有する建物に居住していた配偶者が、一定の要件のもとで、被相続人の死亡後も賃料の負担なくその建物に居住することができる権利である（民 1028 条以下）。配偶者居住権の存続期間は、原則として終身である（民 1030 条）。配偶者は、被相続人の遺言や遺産分割協議等により、配偶者居住権を取得することができる（民 1028 条）。家庭裁判所は、遺産分割審判により配偶者に配偶者居住権を取得させることができるが、配偶者の生活を維持するために特に必要がある場合など、取得させることができる場面は限定されている（民 1029 条）。

配偶者居住権は、建物の使用権であるから、評価額は、建物の所有権それ自体より低くなる。配偶者の具体的相続分の額は決まっているので、配偶者が配偶者居住権を取得する場合、建物の所有権を取得する場合に比べると、預貯金等のその他の遺産をより多く取得することが可能になる。配偶者居住権を導入することによる主

なメリットはこの点にある。

なお、以下では、配偶者短期居住権あるいは配偶者居住権の対象となる建物を「居住建物」という。

1. 正しい。配偶者短期居住権は、配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合に認められる（民 1037 条 1 項柱書）。配偶者短期居住権は、居住建物について遺産分割がなされる場合には、遺産分割により居住建物の帰属が確定する日まで存続する。ただし、遺産分割が相続開始の時から 6 か月を経過するまでに行われた場合には、相続開始の時から 6 か月間、配偶者短期居住権が存続する（民 1037 条 1 項 1 号）。本肢では、遺産分割が相続開始から 1 年後になされているので、遺産分割終了時まで、配偶者短期居住権が認められる。配偶者短期居住権は居住建物に無償で居住する権利であるため、B は、建物取得者である C に使用料相当額を支払うことを要しない。
2. 誤り。被相続人が居住建物を配偶者以外の者に遺贈した場合にも、配偶者は配偶者短期居住権を取得する。この場合、建物の取得者は、配偶者に対して、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができ（民 1037 条 3 項）、配偶者短期居住権は、この申入れの日から 6 か月を経過する日に消滅する（民 1037 条 1 項 2 号）。
3. 正しい。配偶者居住権の成立要件は、以下のとおりである（民 1028 条 1 項。なお、家庭裁判所の審判により認められる場合については民 1029 条を参照）。まず前提として、①被相続人の配偶者が、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していることが必要となる。その際、配偶者居住権の場合、「無償」での居住は要件とされていない。その上で、②遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたこと、または、③配偶者居住権が遺贈の目的とされたことが必要である。本肢でも①および②の要件がみたされ、配偶者居住権が成立する。配偶者居住権を有する配偶者は、居住建物を使用するだけでなく、収益することも認められている（民 1028 条 1 項柱書。配偶者短期居住権は民 1037 条 1 項柱書により使用のみが認められている）。すなわち、配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得て、第三者に居住建物の使用もしくは収益をさせることができる（民 1032 条 3 項）。
4. 正しい。配偶者居住権を第三者に対抗するには、配偶者居住権の登記が必要である（民 1031 条 2 項が準用する民 605 条）。居住建物の所有者は、配偶者に対して、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う（民 1031 条 1 項）。